

公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者の選定をするので、次のとおり公告する。

平成 29 年 3 月 24 日

手話パフォーマンス甲子園実行委員会会長 平井 伸治

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

第 4 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園企画運営業務

(2) 事業の目的

全国の高校生が手話を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話の魅力や手話が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を“手話の聖地”鳥取県で開催する。

そこで、当該事業の実施に当たり、イベントの企画運営に専門的な知識、経験を有する民間事業者等に業務委託することとし、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するもの。

(3) 業務の内容

第 4 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園（以下「大会」という。）に係る開催広報及び大会運営（リハーサル及び交流会を含む。）

なお、詳細は別紙の業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 契約期間

契約締結日から平成 30 年 1 月 26 日（金）まで

(5) 予算額

金 22,000,000 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

(1) 単独事業者による参加

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 県内に本店、本部等又は支店、支部等を有する法人又は団体

イ 平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が「イベント・広告・企画」の「映画・ビデオ制作」、「広告・広報」、「イベント企画・運営」のいずれにも登録されている者であること。

なお、このプロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有しないもの又は当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成 29 年 4 月 5 日（水）正午までに 5 の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に 5 の（2）の場所に必ず連絡すること。またこの場合、同月 21 日（金）までに当該資格区分に登録されていれば、この公募型プロポーザルへの参加を認めることとする。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

エ 本件業務の調達公告の日以後のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと。なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（イ）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- b 暴力団員を雇用すること。
- c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(ウ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(イ)のaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(2) 共同事業体による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ア 共同事業体の全ての構成事業者が、法人格を有すること。
- イ 共同事業体の全ての構成事業者が競争入札参加資格を有するとともに、上記(1)のイのそれぞれの資格区分に構成事業者の1以上の者が登録されていること。

なお、このプロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有しないもの又は当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成 29 年4月5日(水)正午までに5の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に5の(2)の場所に必ず連絡すること。またこの場合、同月 21 日(金)までに当該資格区分に登録されていれば、この公募型プロポーザルへの参加を認めることとする。

ウ 共同事業体の全ての構成事業者が、上記(1)の条件(イを除く。)を全て満たしていること。

エ 本プロポーザルにおいて、複数の共同事業体の構成員となることはできない。また、共同事業体に所属しながら、別に単独事業者として提案を行うことは認めない。

3 審査会の設置

- (1) 企画提案等の順位を決定するため、第4回全国高校生手話パフォーマンス甲子園企画運営業務委託公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
- (2) 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。
- (3) 審査会は委員5名で構成するものとする。
- (4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施するとともに、審査員からの質疑応答を行うこととする。

4 評価方法

各委員が、下記の評価項目の評価の視点ごとに5段階で評価を行い、その評価点に「配点」欄の括弧書きで記載する倍数を乗じたものの合計点(100点満点)をその提案者の得点とする。

委員5名の合計得点が高い順に順位付けを行い、最高順位者を最優秀提案者に選定する。

なお、合計得点が同点の場合は、委員の多数決により順位を決定する。

評価項目	評価の視点	配点	項目合計
目的の理解	・ろう者と聞こえる人が互いを理解し共生することができる鳥取県手話言語条例の理念及び大会目的を正しく理解し、その実現に向けた企画提案となっているか。	5点(×2)	10点
障がいへの配慮	・鳥取県手話言語条例第7条に基づくろう者が利用しやすいサービスを提供しているか。 ・情報保障の必要性を理解し、大会運営に反映させているか。 ・制作物は、障がい特性に配慮されているか。 ・その他、障がい及びその特性に応じた配慮がなされているか。	5点(×2)	15点
	・物品・役務等を障がい福祉サービス事業所から優先調達しているか。 ・障がい福祉サービス事業所への発注拡大に寄与する取組があるか。	5点(×1)	

評価項目	評価の視点	配点	項目合計
開催広報	・全般的に発信力があり、効果的な広報が期待できるか。 ・大会の魅力を伝えるための独自提案や創意工夫がみられるか。	5点（×2）	25点
	・マスメディアを活用した情報発信の機会を多く設定しているか。 ・広報媒体及び広報時期等の設定は的確か。	5点（×2）	
	・制作物の内容やデザインは事業目的に沿ったものであり、かつ分かりやすく、魅力のあるものか。	5点（×1）	
大会運営	・運営組織体制、責任者・スタッフの配置は十分に検討され、円滑に実施可能なものとなっているか。 ・準備スケジュールは十分に検討され、円滑に実施可能なものとなっているか。 ・出場チーム及び審査員のスケジュール、観覧者の動線、バリアフリー等を踏まえた機能的な会場計画となっているか。 ・大会に参画する全ての人に対し、おもてなしの心を持った大会運営となるよう努めているか。	5点（×4）	35点
	・事業目的の達成、効果的・効率的な大会運営、出場チームや来場者等の満足度向上のための独自のアイデアや工夫があるか。	5点（×2）	
	・出場チームが気持ちよく演技し、来場者に演技内容がよく伝わるステージ計画となっているか。 ・会場及び会場周辺の装飾や表示物は分かりやすいものか。	5点（×1）	
業務遂行能力	・過去の実績や質疑応答から、十分な業務遂行能力があると判断できるか。	5点（×2）	10点
見積価格	5点×（1－（見積価格（税込価格）／予算額））	5点	5点
合 計		100点	100点

※ 評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
5点	非常に優れている。
4点	優れている。
3点	標準的である。
2点	劣る。
1点	非常に劣る。

※ 見積価格の計算式において、小数点以下は四捨五入する。

5 手続等

問合せ先は次のとおりとする。

（1）本プロポーザルに関する書類の問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

手話パフォーマンス甲子園実行委員会事務局（鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課内）

電話 0857-26-7682 ファクシミリ 0857-26-8136

電子メール s:koushien@pref.tottori.jp

（2）競争入札参加資格申請に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

6 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案参加申込書（様式第1号） 1部
- イ 事業者概要及び事業実績（様式第2号） 1部

(2) 提出期間及び時間

平成29年3月24日（金）から平成29年4月7日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、平成29年4月7日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 提出場所

5の（1）に同じ。

(5) 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、平成29年4月5日（水）午後5時15分までに電子メール（送信先：s:koushien@pref.tottori.lg.jp）により質問すること。（様式自由）

なお、質問及び回答内容は、質問者名を伏せた上で、手話パフォーマンス甲子園の公式ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/koushien>）に順次掲載することにより、全対象者に周知するものとする。

(6) その他

本プロポーザルへの参加は、参加申込書を期日までに提出した者に限る。

7 企画提案書の作成要領

(1) 提出資料

- ア 企画提案書（鏡。単独事業者の場合は様式第3-1号、共同事業体の場合は様式第3-2号。）
- イ 企画提案に係る特記事項（様式第4号）
- ウ 別添仕様書に基づく具体的な提案内容（冊子等により提出すること。）
- エ 業務準備・実施スケジュール
- オ 業務準備・実施体制、実施責任者の業務歴等（共同事業体の場合は、構成事業者全てのもの。）
- カ 概算見積書（積算内訳を明記すること。）

[共同事業体の場合]（共同事業体の場合は、次の資料も提出すること。）

- キ 共同事業体協定書（様式任意。予定案で可。）
- ク 構成事業者の業務分担表（各構成事業者の役割分担が分かる資料。）

(2) 提出に係る留意事項

- ア 仕様書をもとに、企画のコンセプト、実施内容、実施体制、実施スケジュールを具体的に記載すること。
- イ 制作物（PR映像、チラシ、ポスター、のぼり、CM、会場装飾、パンフレットなど）についての提案は、イラスト、シナリオ、絵コンテ等により、実際の制作物がイメージできるものとする。
- ウ 大会運営に関しては、具体的な進行スケジュール、会場レイアウト、運営体制、スタッフの配置人数等を盛り込むこと。
- エ 用紙サイズはA4版（必要に応じてA3版の折り込みも可とする。）用紙とし、（1）アの様式以外については、様式及び枚数は任意とする。
- オ 業務実施体制、実施責任者、事業所概要等についての追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。
- カ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効とすることがある。

(3) 提出部数

正本1部、副本14部 計15部

(4) 提出期限

平成29年4月17日（月）午後5時15分まで（必着）

- (5) 提出方法
6の(3)に同じ。
- (6) 提出場所
5の(1)に同じ。

8 プレゼンテーションの実施

- (1) 日時
平成29年4月25日(火) 予定
- (2) 場所
鳥取県庁内の会議室(鳥取市東町一丁目220番地)
- (3) その他
 - ア 正式な開催日時、場所及び集合時間は、別途参加申込者に通知する。
 - イ プレゼンテーションの持ち時間は30分以内(厳守)とし、プレゼンテーション終了後、委員からの質問時間(20分程度)を別途設ける。

9 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に文書で通知するものとする。
通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

10 契約の締結

- (1) 手話パフォーマンス甲子園実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
- (2) 契約の相手方(以下「受託者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に実行委員会が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を実行委員会に支払わなければならない。
 - また、実行委員会は、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員又は(ア)から(カ)までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

11 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 事業の要件に反した場合の取扱い

受託者が事業の実施に当たり委託契約の要件に反した場合、実行委員会は委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

13 スケジュール

契約締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 公募開始（ホームページ掲載） | 3月24日（金） |
| (2) 質問受付期限 | 4月5日（水） |
| (3) 企画提案参加申込書等の提出期限 | 4月7日（金） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 4月17日（月） |
| (5) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 4月25日（火） |
| (6) 審査結果の通知 | 4月下旬 |
| (7) 契約締結等の協議及び見積もり依頼 | 4月下旬 |
| (8) 契約締結 | 5月以降 |

14 その他

(1) 企画提案書の無効

ア 2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

イ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書は、無効とする。

(2) 参加費用等

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。なお、審査会による順位付けの結果、上位4位以内となったもの（受注者を除く。）には、参加報酬として 15,000 円を支払う。

(3) 企画提案書の取扱い

ア 提出期限後の企画提案書の加筆修正は認めない。

イ 企画提案書は返却しない。

(4) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 実行委員会は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。